

潟上市告示第 108 号

次の特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 20 日

潟上市長 鈴木 雄 夫



1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地 潟上市天王字長沼 39 番地 2
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
- (4) 規模 104.95 m²

2 所有者等において行うべき措置の内容
当該特定空家等の全てを除却すること。

3 措置の期限

令和 8 年 5 月 11 日

4 潟上市長による措置

3 の期限までに 2 の措置が行われない場合は、潟上市長又はその命じたもの若しくは委任した者が法第 22 条第 10 項の規定により当該措置を行う。

5 動産の取扱い

潟上市長又はその命じた者若しくは委任した者が、2 の措置を行うときは、建物の内部又はその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、3 の措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、6 の問合せ先へ通知すること。

6 問合せ先

潟上市市民生活部地域づくり課生活環境班
電話 018-853-5370